



2009年6月3日 第2009-20号

【発行】J A M

【発行責任者】斉藤 常

【編集】政策政治グループ

03-3451-2425

E-MAIL : seisaku.seiji@jam-union.jp

2009年10月1日から

出産育児一時金等4万円引き上げ

医療機関等への直接支払い制度創設

5月22日、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布され、同日に施行されました。改正では、出産育児一時金と家族出産育児一時金の支給額が4万円引上げられ42万円になります。ただし、2009年10月1日から2011年3月31日までの出産についての暫定措置です。2011年4月1日以降の出産については、妊産婦の経済的負担の軽減を図るための保険給付のあり方や費用負担のあり方について引き続き検討を行い所要の措置を講ずるとしてしています。

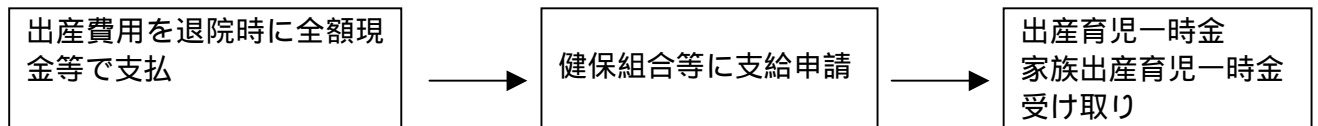
また、出産育児一時金等は、原則として出産

後に被保険者が保険者(健保組合等)に申請し、支給される仕組みのため、一時的に被保険者が多額の現金を用意する必要があります。

今回創設された医療機関等への直接支払い制度では、被保険者が医療機関等との間に、出産育児一時金等の支給申請及び受け取りに関わる代理契約を締結すれば、医療機関等が被保険者に代わって健保組合等に出産育児一時金等の支給申請と受け取りを行います。退院時に出産費用が42万円を超えた場合には医療機関等の窓口では差額を支払うだけになります。

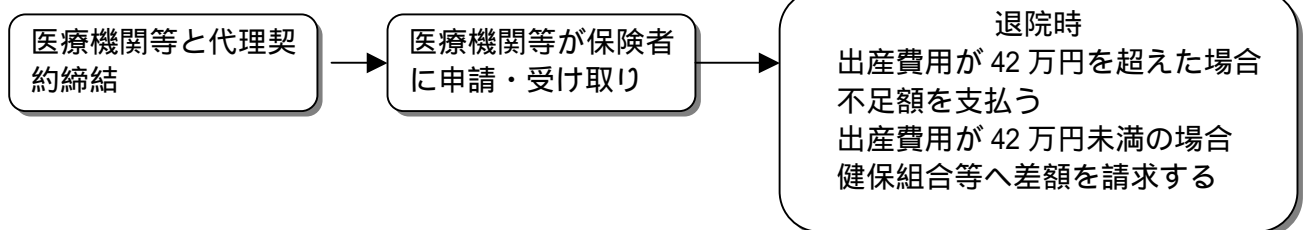
< 出産育児一時金・家族出産育児一時金の医療機関等への直接支払い制度 >

1. 現在



2. 10月1日から

被保険者が希望した場合



被保険者が希望しなかった場合

「1.現在」と同じ方法になります。